

「会計参与の行動指針」の一部改正 新旧対照表

平成 20 年 7 月 9 日

会計参与の行動指針（平成 19 年 5 月 25 日改正）を次のように一部改正する。

新	旧
<p style="text-align: center;">会計参与の行動指針</p> <p style="text-align: right;">平成 18 年 4 月 25 日 改正 平成 19 年 5 月 25 日 <u>最終改正 平成 20 年 7 月 9 日</u></p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 日本税理士会連合会</p>	<p style="text-align: center;">会計参与の行動指針</p> <p style="text-align: right;">平成 18 年 4 月 25 日 <u>最終改正 平成 19 年 5 月 25 日</u></p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 日本税理士会連合会</p>
<p>参考</p> <p>5 . 「中小企業の会計に関する指針」確認一覧表</p>	<p>参考</p> <p>5 . 「中小企業の会計に関する指針」確認一覧表</p>
<p>〔有価証券〕(P . 36)</p> <p>3 - 4 (満期保有目的の債権の評価)</p> <p>取得原価をもって貸借対照表価額としているか。また、取得価額と債券金額の差額が金利調整と認められる場合、償却原価法により処理しているか。</p>	<p>〔有価証券〕</p> <p>3 - 4 (満期保有目的の債権の評価)</p> <p>取得<u>価額</u>をもって貸借対照表価額としているか。また、取得価額と債券金額の差額が金利調整と認められる場合、償却原価法により処理しているか。</p>
<p>3 - 7 (その他有価証券の評価 - 市場価格のあるもの)</p> <p><u>ただし</u>、債券については、取得価額と債券金額の差額が金利調整と認められる場合、償却原価法により処理したうえで、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額の処理を行っているか。</p> <p>なお、<u>取得原価</u>をもって貸借対照表価額としている場合、保有額が多額</p>	<p>3 - 7 (その他有価証券の評価 - 市場価格のあるもの)</p> <p>債券については、取得価額と債券金額の差額が金利調整と認められる場合、償却原価法により処理したうえで、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額の処理を行っているか。</p> <p>なお、保有額が多額でないため、<u>取得原価</u>をもって貸借対照表価額とし</p>

新	旧
<p>でないことによるものか。</p>	<p>ているか。</p>
<p>3 - 8 (その他有価証券の評価 - 市場価格のないもの) <u>市場価格のない有価証券は、原則として取得原価をもって貸借対照表価額としているか。</u></p> <p><u>ただし、債券については、取得価額と債券金額の差額が金利調整と認められる場合、償却原価法により処理しているか。</u></p>	<p>3 - 8 (その他有価証券の評価 - 市場価格のないもの) <u>市場価格のない有価証券は、原則として取得価額で計上しているか。</u></p> <p><u>債券については、取得価額と債券金額の差額が金利調整と認められる場合、償却原価法により処理しているか。</u></p>
<p>3 - 9 (有価証券の減損) <u>なお、法人税法の取扱いに従って有価証券の減損処理を行っている場合、上記の処理に拠った場合と比べて重要な差異がないことによるものか。</u></p>	<p>3 - 9 (有価証券の減損) <u>なお、有価証券の減損処理は、法人税法に定める処理に拠った場合と比べて重要な差異がないため、法人税法の取扱いに従っているか。</u></p>
<p>〔棚卸資産〕(P.37) 4 - 1 (棚卸資産の評価基準) <u>期末における時価が帳簿価額より下落し、かつ、金額的重要性がある場合、時価をもって貸借対照表価額としているか。</u></p> <p><u>原則として、正味売却価額(売却市場における時価から見積追加製造原価及び見積販売直接経費を控除した金額)を時価としているか。</u></p> <p><u>次の事実が生じた場合には、その事実を反映させて帳簿価額を切り下げているか。</u></p> <p>____ <u>棚卸資産について、災害により著しく損傷したとき</u></p> <p>____ <u>著しく陳腐化したとき</u></p>	<p>〔棚卸資産〕 4 - 1 (棚卸資産の評価基準) <u>原価法又は低価法で評価し、原則として継続適用しているか。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>上記に準ずる特別の事実が生じたとき</p>	
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>4 - 3 (棚卸資産の評価損)</p> <p><u>原価法を採用した場合、時価が著しく低いときは、将来回復の見込みがある場合を除き時価で評価しているか。</u></p> <p><u>次の事実が生じた場合、評価損を計上しているか。</u></p> <p>1 <u>棚卸資産について、災害により著しく損傷したとき</u></p> <p>2 <u>著しく陳腐化したとき</u></p> <p>3 <u>上記に準ずる特別の事実が生じたとき</u></p>
<p>〔リース取引〕(P.40)</p> <p>14 - 1 (<u>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る会計処理</u>)</p> <p><u>所有権移転外ファイナンス・リース取引(リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの以外の取引)を行っている場合、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っているか。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>14 - 2</p> <p><u>通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行った場合には、未経過リース料を注記しているか。</u></p> <p>(以下、番号を繰り下げる。)</p>	<p>(新設)</p>
<p>〔外貨建取引等〕(P.40 ~ 41)</p> <p>15 - 2 (決算時の処理外貨建金銭債権債務等)</p> <p>外国通貨、外貨建金銭債権債務 (外貨預金を含む。) は決算時の為替相</p>	<p>〔外貨建取引等〕</p> <p>14 - 2 (決算時の処理外貨建金銭債権債務等)</p> <p>外国通貨、外貨建金銭債権債務 (外貨預金を含む。) は決算時の為替相</p>

新	旧
<p>場により円換算額を付しているか。</p> <p>外貨建金銭債権債務のうち長期(1年超)のものについて取得時の為替相場による円換算額を付している場合、重要性がないことによるものか。</p>	<p>場により円換算額を付しているか。</p> <p>外貨建金銭債権債務のうち長期(1年超)のものについて重要性がないため、取得時の為替相場による円換算額を付しているか。</p>
<p>15 - 3 (満期保有目的の外貨建債権)</p> <p>満期保有目的の外貨建債券については、外国通貨による取得原価又は償却原価法に基づく価格を決算時の為替相場により円換算した額を付しているか。</p>	<p>14 - 3 (満期保有目的の外貨建債権)</p> <p>満期保有目的の外貨建債券については、外国通貨による取得価額又は償却原価法による価格を決算時の為替相場により円換算した額を付しているか。</p>
<p>15 - 4 (その他の外貨建有価証券の換算)</p> <p>外貨建売買目的有価証券、その他有価証券(時価のないものを含む。)及び評価損を計上した有価証券については、外国通貨による時価(時価のないものについては取得原価)を決算時の為替相場により円換算した額を付しているか。</p>	<p>14 - 4 (その他の外貨建有価証券の換算)</p> <p>外貨建売買目的有価証券、その他有価証券(時価のないものを含む。)及び評価損を計上した有価証券については、外国通貨による時価(時価のないものについては取得価額)を決算時の為替相場により円換算した額を付しているか。</p>
<p>15 - 6 (振当処理)</p> <p>為替予約等により確定する決済時における円貨額により金銭債権債務等を換算し、直物相場との差額を期間配分する方法(振当処理)を適用している場合、ヘッジ会計の要件を満たしているか。</p>	<p>14 - 6 (振当処理)</p> <p>ヘッジ会計の要件を満たしている場合、為替予約等により確定する決済時における円貨額により金銭債権債務等を換算し直物相場との差額を期間配分する方法(振当処理)を適用しているか。</p>
<p>〔組織再編の会計〕(P.41)</p> <p>16 - 2 (資産及び負債の受入れ価額)</p> <p>結合企業が被結合企業から受け入れる資産及び負債には、企業結合が取得と判定された場合には時価を付し、それ以外の場合には被結合企業における適正な帳簿価額を付しているか。</p>	<p>〔組織再編の会計〕(P.41)</p> <p>15 - 2 (資産及び負債の受入れ価額)</p> <p>結合企業が被結合企業から受け入れる資産及び負債は、企業結合が取得と判定された場合には時価を付し、それ以外の場合には被結合企業の適正な帳簿価額を付しているか。</p>

新	旧
<p>16 - 3 (事業分離会計)</p> <p>会社分割、事業譲渡などの事業分離が行われた場合において分離元企業では、投資が継続しているとき(受取対価が株式のみで、その株式が子会社株式又は関連会社株式に該当する場合)には損益は発生せず、投資が清算されたとき(受取対価が現金の場合など)には、原則として移転損益が発生しているか。</p>	<p>15 - 3 (事業分離会計)</p> <p>会社分割、事業譲渡などの事業分離が行われた場合、<u>分離元企業に適用すべき会計処理は、投資が継続している場合</u>(受取対価が株式のみで、その株式が子会社株式又は関連会社株式に該当する場合)には損益は発生せず、投資が清算された場合(受取対価が現金の場合など)には、原則として移転損益が発生しているか。</p>
<p>【損益計算書】(P.46~47)</p> <p>19 - 8 (税等)</p> <p>次に掲げる項目は、その内容を示す名称を付し、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額の次に表示しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該事業年度に係る法人税等 2 法人税等調整額(税効果会計の適用により計上される<u>1</u>に掲げる法人税等の調整額をいう。) 	<p>【損益計算書】</p> <p>18 - 8 (税等)</p> <p>次に掲げる項目は、その内容を示す名称を付し、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額の次に表示しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該事業年度に係る法人税等 2 法人税等調整額(税効果会計の適用により計上される<u>前号</u>に掲げる法人税等の調整額をいう。)
<p>【最低限必要な注記事項】(P.48~49)</p> <p>21 - 6(「中小企業の会計に関する指針」により計算書類を作成した場合の注記)</p> <p><u>「中小企業の会計に関する指針」により計算書類を作成した場合はその旨を注記しているか。</u></p>	<p>【最低限必要な注記事項】(P.48~49)</p> <p>(項目新設)</p>
<p>21 - 7 (その他の注記)</p> <p>その他貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態等を正確に判断するために必要な事項を注記しているか。</p>	<p>20 - 6 (その他の注記)</p> <p>その他貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態等を正確に判断するために必要な事項を注記しているか。</p>

新	旧
(21 - 6 に移動)	「中小企業の会計に関する指針」により計算書類を作成した場合はその旨を注記しているか。
<p>〔任意注記事項〕(P .49 ~ 52)</p> <p>21 - 13 (関連当事者との取引に関する注記)</p> <p>1 会社と関連当事者との間に重要な取引 (当該株式会社と第三者との間の取引で当該株式会社と当該関連当事者との間の利益が相反するものを含む。) がある場合、次に掲げる事項を注記しているか。</p> <p>ただし、会計監査人設置会社以外の会社にあつては、(4)から(6)まで及び(8)に掲げる事項を省略することができる。</p> <p>(1) 当該関連当事者が会社等であるとき</p> <p>その名称</p> <p>当該関連当事者の総株主の議決権の総数に占める会社が有する議決権の数の割合</p> <p>当該株式会社の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合</p> <p>(2) 当該関連当事者が個人であるとき</p> <p>その氏名</p> <p>当該株式会社の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合</p> <p>(3) 当該株式会社と当該関連当事者との関係</p> <p>(4) 取引の内容</p> <p>(5) 取引の種類別の取引金額</p> <p>(6) 取引条件及び取引条件の決定方針</p> <p>(7) 取引により発生した債権又は債務に係る主な別の事業年度の末日における残高</p>	<p>〔任意注記事項〕(P .49 ~ 52)</p> <p>20 - 12 (関連当事者との取引に関する注記)</p> <p>1 会社と関連当事者との間に重要な取引がある場合、次に掲げる事項を注記しているか。</p> <p>ただし、会計監査人設置会社以外の会社にあつては、(4)から(6)まで及び(8)に掲げる事項を省略することができる。</p> <p>(1) 当該関連当事者が会社等であるとき</p> <p>その名称</p> <p>当該関連当事者の総株主の議決権の総数に占める会社が有する議決権の数の割合</p> <p>当該株式会社の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合</p> <p>(2) 当該関連当事者が個人であるとき</p> <p>その氏名</p> <p>当該株式会社の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合</p> <p>(3) 当該株式会社と当該関連当事者との関係</p> <p>(4) 取引の内容</p> <p>(5) 取引の種類別の取引金額</p> <p>(6) 取引条件及び取引条件の決定方針</p> <p>(7) 取引により発生した債権又は債務に係る主な別の事業年度の末日における残高</p>

新	旧
<p>(8) 取引条件の変更があったときは、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容</p> <p>2 関連当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、<u>1</u>に規定する注記を要しない。</p> <p>(1) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引</p> <p>(2) 取締役、会計参与、監査役又は執行役（以下「役員」という。）に対する報酬等の給付</p> <p>(3) 取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な場合における当該取引</p> <p>3 関連当事者との取引に関する注記は、1に掲げる区分に従い、関連当事者ごとに表示しているか。</p> <p>4 「関連当事者」は、次に掲げるいずれかの者に該当するか。</p> <p>(1) 当該株式会社の親会社</p> <p>(2) 当該株式会社の子会社</p> <p>(3) 当該株式会社の親会社の子会社(当該親会社が会社でない場合にあつては、当該親会社の子会社に相当するものを含む。)</p> <p>(4) 当該株式会社のその他の関係会社(当該株式会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社並びに当該その他の関係会社の親会社(当該その他の関係会社が株式会社でない場合にあつては、親会社に相当するもの)及び子会社(当該その他の関係会社が会社で</p>	<p>(8) 取引条件の変更があったときは、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容</p> <p>2 関連当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、<u>前項</u>に規定する注記を要しない。</p> <p>(1) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引</p> <p>(2) 取締役、会計参与、監査役又は執行役（以下<u>この条</u>において「役員」という。）に対する報酬等の給付</p> <p>(3) 取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な場合における当該取引</p> <p>3 関連当事者との取引に関する注記は、1に掲げる区分に従い、関連当事者ごとに表示しているか。</p> <p>4 「関連当事者」は、次に掲げるいずれかの者に該当するか。</p> <p>(1) 当該株式会社の親会社</p> <p>(2) 当該株式会社の子会社</p> <p>(3) 当該株式会社の親会社の子会社(当該親会社が会社でない場合にあつては、当該親会社の子会社に相当するものを含む。)</p> <p>(4) 当該株式会社のその他の関係会社(当該株式会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社並びに当該その他の関係会社の親会社(当該その他の関係会社が株式会社でない場合にあつては、親会社に相当するもの)及び子会社(当該その他の関係会社が会社で</p>

新	旧
<p>ない場合にあつては、子会社に相当するもの)</p> <p>(5) 当該株式会社の関連会社及び当該関連会社の子会社(当該関連会社が会社でない場合にあつては、子会社に相当するもの)</p> <p>(6) 当該株式会社の主要株主(自己又は他人の名義をもって会社の総株主の議決権の総数の100分の10以上の議決権(<u> </u> から <u> </u> に掲げる株式に係る議決権を除く。))を保有している株主)及びその近親者(2親等内の親族)</p> <p>信託業を営む者が信託財産として所有する株式 <u>有価証券関連業(金融商品取引法第28条第8項)</u>を営む者が引受け又は売出しを行う業務により取得した株式 金融商品取引法第156条の24第1項に規定する業務を営む者がその業務として所有する株式</p> <p>(7) 当該株式会社の役員及びその近親者</p> <p><u>(8) 当該株式会社の親会社の役員又はこれらに準ずる者及びその近親者</u></p> <p>(9) <u>(6)から(8)に掲げる者が他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合における当該会社等及び当該会社等の子会社(当該会社等が会社でない場合にあつては、子会社に相当するもの)</u></p> <p><u>(10) 従業員のための企業年金(当該株式会社と重要な取引(掛金の拠出を除く。))を行う場合に限る。)</u></p>	<p>ない場合にあつては、子会社に相当するもの)</p> <p>(5) 当該株式会社の関連会社及び当該関連会社の子会社(当該関連会社が会社でない場合にあつては、子会社に相当するもの)</p> <p>(6) 当該株式会社の主要株主(自己又は他人の名義をもって会社の総株主の議決権の総数の100分の10以上の議決権(<u>次</u> に掲げる株式に係る議決権を除く。))を保有している株主<u>をいう。</u>)及びその近親者(2親等内の親族)</p> <p>信託業を営む者が信託財産として所有する株式 <u>証券業</u>を営む者が引受け又は売出しを行う業務により取得した株式 <u>証券取引法</u>第156条の24第1項に規定する業務を営む者がその業務として所有する株式</p> <p>(7) 当該株式会社の役員及びその近親者</p> <p>(8) <u>(6)(7)に掲げる者が他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合における当該会社等及び当該会社等の子会社(当該会社等が会社でない場合にあつては、子会社に相当するもの)</u></p>

以 上